

ストーカー行為等の規制等に関する法律等に基づく住民基本台帳  
事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第4項に規定するストーカー行為又は同法第3条の規定に違反する行為、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（以下単に「配偶者からの暴力」という。）又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童虐待をいう。以下同じ。）その他これらに準ずる行為の加害者（以下「加害者」という。）が住民基本台帳を不当な目的で利用することを防止し、もってストーカー行為等の相手方を支援することを目的とする。

(支援対象)

第2条 支援を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、住民基本台帳に係る支援を希望するもの（その者が自己と同一の住所を有し、かつ、住民基本台帳に係る支援を希望する者を含む。）とする。

(1) 本市の区域内に住所（前住所を含む。）又は本籍（従前本籍を含む。）を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア ストーカー規制法第7条第1項の規定により警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）がストーカー被害に係る援助の申出を相当と認めた者

イ 配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力に関する相談、援助又は保護の申出を同法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の長等が相当と認めた者

ウ 配偶者暴力防止法第8条の規定により警察官が配偶者からの暴力を受けていると認めた者

エ 配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する配偶者暴力防止法第8条の規定により警察官が配偶者暴力防止法第28条の2に規定

する関係にある相手からの暴力が行われていると認めた者

オ 配偶者暴力防止法第10条（配偶者暴力防止法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令が発せられた場合における申立人

カ 市区町村が設置した配偶者からの暴力（配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下カにおいて同じ。）の被害者に係る相談担当部署の長が配偶者からの暴力を受けていると認めた者

キ 児童相談所及び児童虐待に係る担当部署等の長が児童虐待を受けていると認めた者

ク 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待に係る相談担当部署の長が高齢者虐待を受けていると認めた者

ケ アからクまでに掲げるもののほか、民間被害者支援団体等からの意見聴取等によりこれらに準ずる行為を受けていると市長が認めた者

（支援内容等）

第3条 市長は、加害者が特定されている場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第12条第6項（同法第20条第5項で準用する場合を含む。）の規定により、当該加害者からの次に掲げる請求を拒むものとする。

（1）住基法第12条第1項の規定による住民票の写し等（住民票の写し又は住民票記載事項証明書をいう。以下同じ。）の交付

（2）住基法第20条第1項の規定による戸籍の附票の写しの交付

2 市長は、加害者が特定されている場合において、当該加害者から次に掲げる申出があったときは、当該申出を相当と認めず、当該加害者からの申出を拒むものとする。

（1）住基法第12条の3第1項の規定による住民票の写し等の交付

（2）住基法第20条第3項の規定による戸籍の附票の写しの交付

3 市長は、国又は地方公共団体の機関から住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合は、住基法第12条の2第3項の規定による本人確認のほか、加害者に支援対象者の住所の情報が漏えいすることがないことを確認の上、交付するものとする。

4 市長は、住基法第12条の3第1項各号に掲げる者から住民票の写し等又は

戸籍の附票の写しの交付の申出があった場合は、住基法第12条の3第5項の規定による本人確認のほか、加害者に支援対象者の住所の情報が漏えいすることがないことを確認の上、交付するものとする。この場合において、同条第4項第4号に規定する利用の目的を確認するため、契約書の写し等の利用の目的を疎明する資料の提示を求めるものとする。

5 市長は、特定事務受任者（住基法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者をいう。以下同じ。）から住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の申出があった場合は、住基法第12条の3第5項の規定による本人確認のほか、加害者に支援対象者の住所の情報が漏えいすることがないことを確認の上、交付するものとする。ただし、特定事務受任者への依頼者が支援対象者であるときは、当該支援対象者が来庁できない特段の事情がある場合を除き、原則として交付しないものとする。

6 前各項の規定は、次に掲げるものの請求又は申出について準用する。

(1) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）

第8条又は第10条の規定により消除された住民票の写し

(2) 令第16条の規定により住民票を改製した場合における改製前の住民票の写し

(3) 令第19条の規定により全部が消除された戸籍の附票の写し

(4) 令第21条第2項において準用する令第16条の規定により戸籍の附票を改製した場合における改製前の附票の写し

(支援の申出等)

第4条 前条に掲げる支援を受けようとする者（以下「申出者」という。）

は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（第1号様式。以下「支援措置申出書」という。）により市長に申し出るものとする。この場合において、申出者が他の市区町村における支援を併せて希望するときは、その旨を支援措置申出書に記載するものとする。

2 市長は、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。）第8条各号のいずれかの方法により、申出者が本人であることを確認するものとする。この場合において、市長は、申出者が提示した書類を複写し、前項の申出書に添えて保管するものとする。

3 病気、施設への避難等のやむを得ない理由により申出者が来庁できない場合において、任意代理人又は使者から申出がされたときは、市長は、省令第8条の3各号のいずれかの方法により、代理権限及び申出者の意思を確認す

るものとする。この場合において、市長は、任意代理人又は使用者が提示した書類を複写し、第1項の申出書に添えて保管するものとする。

4 児童虐待の被害者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者が当該被害者の代理人として申し出ることができる。この場合において、市長は、当該代理人に対し、当該被害者を監護している事実を確認できる書類を提出させるものとする。

5 第2項の規定は、前2項の規定により任意代理人又は使用者が申出をしたときの本人の確認に準用する。

6 市長は、支援措置申出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を申出者又は現に届出の任にあたっている者に説明しなければならない。

(1) 住民票の写し等の交付若しくは戸籍の附票の写しの交付の請求又は前条第5項に掲げる申出を支援対象者が行う場合は、請求に係る窓口が民生局地域支援部窓口サービス課に限られること。

(2) 前号の請求をするときは、申出書で指定した本人確認書類及び本市が指定した確認書類を提示しなければならないこと。

(3) 支援対象者が来庁できない特段の事情がある場合を除き、代理人又は特定事務受任者に依頼する方法による請求及び郵送による請求ができないこと。

7 第1項の申出は、民生局地域支援部窓口サービス課において行うものとする。

(支援対象者の認定等)

第5条 市長は、支援措置申出書の提出を受けたときは、申出者が第2条第2号に該当するかどうかを警察本部長等又は支援センターの長等による文書等により確認し、該当する場合は、申出者を支援対象者に認定するものとする。

2 市長は、前項の認定の可否を支援対象者本人に通知するものとする。

(他の市区町村長との連携)

第6条 市長は、前条第1項の規定により支援対象者と認定した者が他の市区町村における支援を併せて希望している場合は、当該支援対象者の支援措置申出書の写しを、当該市区町村長に送付しなければならない。

2 市長は、他の市区町村長が支援措置を認定した者の支援措置申出書の送付を受けたときは、当該市区町村長を経由してこの要綱に基づく申出がなされ

たものとして支援措置の認定を行う。この場合において、当該市区町村長が前条第1項の確認をしたことが送付を受けた支援措置申出書により確認できる場合に限り、同項の確認は省略することができるものとする。

3 市長は、前項の申出書の送付を受けた場合は、その内容を審査し、支援の必要がないと認めた場合は、当該市区町村長に連絡の上、申出者本人に通知するものとする。

(支援期間)

第7条 支援の期間は、第5条第2項の規定による通知の日から起算して1年間とする。

2 市長は、支援対象者の申出により前項の期間を延長することができる。

3 前項の申出は、支援期間満了日の1月前から行うことができるものとする。

4 前3条の規定は、支援期間の延長の決定について準用する。

(認定事項の変更)

第8条 支援対象者は、支援措置申出書の記載事項(住所の変更を除く。)に変更が生じたときは、認定事項変更届(第2号様式)を、支援措置申出書の記載事項(住所の変更に限る。)に変更が生じたときは、支援措置申出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届書を受けた場合において、当該支援対象者の支援措置申出書の写しを他の市区町村長に送付していたときは、前項の届書の写しを当該市区町村長に送付するものとする。

3 第1項の届出は、民生局地域支援部窓口サービス課において行うものとする。

(支援の終了)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、支援を終了するものとする。

(1) 支援対象者から当該支援の終了の申出があったとき。

(2) 第7条の支援の期間が満了したとき。

(3) その他支援の必要がなくなると認めるとき。

2 市長は、前項第1号又は第3号の規定により支援措置を終了した場合において、当該支援対象者の支援措置申出書の写しを他の市区町村長に送付していたときは、支援を終了した旨をその理由を付して、当該市区町村長に通知

するものとする。

(関係課長への通知)

第10条 民生局地域支援部窓口サービス課長は、市長が申出者を支援対象者に認定したとき、支援対象者の支援期間の延長を決定したとき、支援対象者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）の認定事項の変更をしたとき又は支援対象者の支援を終了したときは、その旨を税務部税制課長、同納税課長、同市民税課長、同資産税課長、民生局福祉こども部介護保険課長、民生局健康部健康保険課長、民生局こども家庭支援センターこども給付課長、建設部公園建設課長及び選挙管理委員会事務局選挙管理課長に通知するものとする。

(固定資産所在市区町村等の長への送付)

第11条 本市の区域内に住所を有する申出者又は支援対象者（以下「申出者等」という。）が、他の市区町村に所在する固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合において、当該申出者等が当該他市区町村等の長に対して支援措置に準じた支援を併せて希望している場合、市長は、申出者を支援対象者に認定したとき、支援対象者の支援期間の延長を決定したとき、支援対象者の認定事項の変更をしたとき又は支援対象者の支援を終了したときは、当該申出者等の支援措置申出書の写し等を当該固定資産所在市区町村等の長に送付するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に際し、必要な事項は民生局地域支援部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(あて先) 横須賀市長

(あて先) 市区町村長

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待その他これらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。なお、支援措置が決定した場合、加害者の住所検索から申出者を保護するため、横須賀市関係各課へ情報提供することを同意します。

		市区町村	受付	連絡
		神奈川県 横須賀市	/	/
転送	/		/	/
	/		/	/
	/		/	/

年 月 日

氏名

申出者	氏名 (生年月日) ( 年 月 日 )	住所	連絡先	本人確認			
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) ( 年 月 日 )	住所	申出者との関係				
申出者の状況 (いずれかにレ)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース		
添付書類 (該当書類にレ)	保護命令決定書(写し)		その他(左記に掲げる書面以外で相談機関から発行された書面等)				
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい。) 年 月 日 (相談先の名称 ) (担当課 )						
支援措置を求めるもの(現住所が記載されているものに限る。)	希望にレ	支援を求める事務		現住所等			
		住民基本台帳の閲覧		現住所	申出者の住所と同じ		
		住民票の写し等の交付(現住所地)		現住所	同上		
		住民票の写し等の交付(前住所地)		前住所			
		戸籍の附票の写しの交付(本籍地)		本籍	筆頭者		
		戸籍の附票の写しの交付(前本籍地)		前本籍	筆頭者		
併せて支援を求める同一の住所を有する者	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日	
(添付書類がなかった場合)							
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。					市区町村の確認 相手方	年 月 日 担当
	2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。						
	3 1、2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合 把握している状況 { }						
	年 月 日 長 印 (担当 課 係)						
備考	他の市区町村(特別区を含む。)に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり(※過去に所有していた場合も含む。) <input type="checkbox"/> なし						

(注) ●太枠の中に記入してください。

- 申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
- 法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
- 申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
- 支援措置の実施後は、ご本人の住民票の写し等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。
- 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
- 支援の期間は、支援開始の連絡日から1年です。期限到来の1月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合期限到来をもって支援を終了します。
- 申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行ってください。



第1号様式(第2面)(第4条第1項関係)

	氏名		申出者に住民票の写し等を交付するに当たっての本人確認方法
申出者		写真	
特例支援 対象者		写真	
		写真	
		写真	
		写真	

備考

写真は、申出前3箇月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身縦3センチメートル、横2.5センチメートルとし、裏面に氏名を記入するものとする。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在	
		1				
		2				
		3				
		4				
		5				
	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日	
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在	
1						
2						
3						
4						
5						
備考						

(注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。

- 太枠の中に記入してください。
- 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
- 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
- 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書（「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。）の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

第 2 号様式（第 8 条第 1 項関係）

認定事項変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
届出者 住 所 氏 名		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
(事務処理欄)		